

太田市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第89号

太田市公園条例施行規則の一部を改正する規則

太田市公園条例施行規則（平成17年太田市規則第223号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、許可を受けようとする者が、市長が指定する電子申請システムにより、申請事項その他の必要な事項を送信した場合は、これを当該許可申請書を提出したものとみなす。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、第4条第2項ただし書の規定により許可申請書を提出したものとみなされ、行為に係る許可を受けた場合は、電磁的記録に記録された同表に定める標識に記載された事項を紙面又は映像面に表示する方法その他の方法により速やかに提示できるようにすることで足りる。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、電子申請により申請事項その他の必要な事項を送信した場合においては、この限りでない。

別表第1第1号中「第2条第1項」を「第2条第2項」に改める。

様式第5号中「1 許可指令書の写し 別紙」を「1 許可指令書の写し 別添」に、「3 図 面 別紙」を「3 図 面 別添」に改める。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。